1. 計画策定の背景・趣旨

- ▶こどもの権利保障及び家庭養育優先原則を徹底し、こどもの最善の利益を実現するため、平成 27年3月に策定した「宮城県家庭的養護推進計画」を全面的に見直し、本県が行うべき施策 の方向性を明確に示す新たな計画として令和2年3月に「宮城県社会的養育推進計画」を策定。
- ▶令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律において、こどもに対する家庭及 び養育環境の支援強化や、こどもの権利擁護が図られた児童福祉施策の推進等の所要の改正が 行われ、令和6年3月にこども家庭庁から「都道府県社会的養育推進計画」の策定要領が示さ れたことを踏まえ、現行計画を全面的に見直し、令和6年度中に新たな計画の策定を行う。

2. 計画の位置付け

県政運営の基本的な指針であり、県の施策や事業を進める上での中長期的目標を位置付けた **「新・宮城の将来ビジョン」**(令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標年度とする10か 年のビジョン)を上位計画とした個別計画のひとつ。

▶ <政策の基本方向2> 社会全体で支える宮城の子ども・子育で 取組7 家庭・地域・学校の連携・協働による子どもを支える体制の構築

(児童虐待の防止や社会的養護体制の充実など)

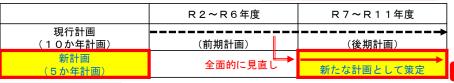
3. 計画期間

現行計画 10か年計画

(令和2年度から令和11年度まで)

新計画 5か年計画

(令和7年度から令和11年度まで)



4. 計画のアウトライン

- I 宮城県社会的養育推進計画の策定に当たって
- 1 計画の趣旨
- 他の県計画との関係
- 3 計画期間
- 4 現行計画(前期計画)の進捗状況
- Ⅱ 県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- 1 計画の基本理念
- 計画の全体像
- 3 当事者であるこどもの参画

Ⅲ 宮城県社会的養育推進計画について

- 当事者であるこどもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援)
- 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組
- 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み
- 一時保護改革に向けた取組
- 6 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組
- 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- 8 施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- 9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- 10 児童相談所の強化等に向けた取組
- 11 障害児入所施設における支援
- 12 留意事項

Ⅳ 参考資料

- 1 計画策定までの流れ
- 2 計画策定懇話会委員名簿
- 宮城県内の施設等
- 家庭養育の推進に関するこれまでの動き
- 5 家庭養育の推進に関する資料

5. 計画の見直しの方向性(骨子案)

基本理念

家庭養育優先原則 パーマネンシー保障

の理念に基づくケースマネジメントの徹底

目指す方向性

「こどもの最善の利益」の実現

現行計画の取組を踏襲しつつ・・・以下の見直しの方向性を追加

各資源についての整備目標の設定

- ●里親や施設の数、各種機関、権利 擁護の体制などについても整備目 標を新たに設定
- 適切な評価指標の設定
- PDCAサイクルの効果的な運用等
- ●適切な評価指標の設定
- P D C A サイクルの効果的な運用
- ●計画記載事項の明確化

改正児童福祉法(令和4年6月成 立)の内容を踏まえた見直し

- ●妊産婦等生活援助事業の整備
- ●里親支援センターによる一貫した 里親支援体制の構築
- ●児童自立生活援助事業等の推進 等

各項目と取組の方向性(体系図)

- 県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
 - 家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底
 - ➡ こどものニーズの適切な把握と支援への反映

Ⅲ−1 当事者であるこどもの権利擁護の取組(意見聴取・意見表明等支援)

- こどもへの意見聴取等措置、意見表明等支援事業の実施
- ➡ こどもの権利擁護に係る環境の整備

Ⅲ-2 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

- こども家庭センターの設置促進、相談支援体制等の整備に向けた支援の実施
- ➡ 関係機関と連携したヤングケアラーへの支援 ➡児童家庭支援センターの機能強化に向けた支援の実施
- Ⅲ-3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- 新規 ➡ 妊産婦等生活援助事業の活用に向けた検討・実施体制の整備等

Ⅲ-4 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

➡ 近年の人口動態、人口推計、児童虐待相談対応件数等を踏まえた推計値等の時点修正

Ⅲ-5 一時保護改革に向けた取組

- → 一時保護の環境・体制整備
- ➡ 一時保護児童の権利擁護の推進

代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

- 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築
- ⇒ 親子関係再構築に向けた支援の実施
- ➡特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築

Ⅲ-7 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

- 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた目標指標の設定
- ➡ 里親支援センターと連携した里親等支援業務の実施

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた支援の充実
- ➡ 施設職員の人材確保及び専門性の強化に向けた取組の支援

Ⅲ-9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- 自立支援を必要とする社会的養護経験者等の数の見込み及び実情の把握
- ⇒ 社会的養護経験者等に対するアフターケアの充実

Ⅲ-10 児童相談所の強化等に向けた取組

➡ 児童相談所の適切な人員配置、人材育成による専門性の向上

Ⅲ-11 障害児入所施設における支援

新規 □ 障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供 施設のユニット化等(ケア単位の小規模化)による良好な家庭的環境の確保

Ⅲ-12 留意事項

- 計画の進捗状況に応じた自己点検・評価の実施
- 計画の見直しによる取組の促進(計画の中間年を目安に必要に応じて実施)